



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月31日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
森林活用推進課 森林吸収源対策室	森林吸収源対策係	村土	内線 4346 直通 058-272-8821 FAX 058-278-2702

令和7年度Gークレジットの取引開始（10月分）について

県では、健全で豊かな森林づくりと「脱炭素社会ぎふ」を実現するため、令和5年11月からGークレジット制度を運用しています。

このたび、下記のとおり6月の認証に続き、新たに認証したクレジットの取引が開始されますのでお知らせします。

なお、詳細については、Gークレジット制度運営事務局のホームページをご覧ください。

記

1 取引開始日

令和7年10月31日（金）

2 今回のクレジット認証量

1, 289 t-CO2

（プロジェクト登録順）

プロジェクト実施者	認証量（t-CO2）
中濃森林組合	153
恵那市	190
株式会社金山チップセンター	65
有限会社フォレスト板取	206
可茂森林組合	112
NPO法人奥矢作森林塾	386
高山市	177
計	1,289

（※）クレジットの購入に関することは、プロジェクト実施者へお問い合わせください。

3 問い合わせ先

「Gークレジット制度運営事務局」ホームページ

<https://gcredit-gifu.jp/>



<参考>

1 G-クレジット制度（正式名称：「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度）概要

県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証する、県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。認証されたクレジットは取引可能で、購入者はカーボン・オフセット等に活用できる。また、クレジットの創出者は、取引による収益を活用して森林整備につなげることができる。

2 クレジットの認証・発行までの流れ

〔初年度〕プロジェクト登録

間伐など施業や森林の巡視を実施

〔2年目～〕クレジットの認証・発行（前年度までの森林の成長量を年度単位で認証）

間伐など施業や森林の巡視を実施

3 クレジットの取引方法

- ・売りたい方と買いたい方との「相対取引」を基本とし、売買価格と売買量を決定（県内外のどなたでも1 t-CO₂ 単位で購入可能）
- ・クレジットの情報は、G-クレジット制度運営事務局のウェブサイトに掲載
<https://gcredit-gifu.jp/>
- ・クレジットは転売不可（有効期限はクレジット購入から5年）

4 クレジットの主な活用方法

（1）地域貢献

- ・事業所や工場等の所在地域や、その上流域にある県内の森林づくりを応援

（2）カーボン・オフセット

- ・事業活動や会議・イベント開催で排出される温室効果ガスをオフセット
- ・製造などの過程で排出される温室効果ガスをオフセットした製品やサービスの提供

（3）岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例の報告

- ・温室効果ガス排出削減計画実績報告書における補完的手段による削減量として報告

（4）県発注工事の工事成績評価において評価

- ・G-クレジット等を5 t-CO₂ 以上購入し、地域の森林づくりに貢献した場合、「社会性等（地域への貢献等）」で評価

（5）岐阜県建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査において評価

- ・G-クレジットの森・応援パートナーに登録し、G-クレジットを5 t-CO₂ 以上購入した場合、主観点数を10点加点

（6）ぎふSDGs推進パートナー（ゴールドパートナー）の登録項目

- ・G-クレジット等を購入し、カーボン・オフセットに貢献した場合、登録要件の項目として該当

（7）県発注委託事業（公募型プロポーザル方式の一部）において評価（令和7年4月1日契約より適用）

- ・G-クレジットの森・応援パートナーに登録し、G-クレジットを5 t-CO₂ 以上購入した場合、県発注委託事業（公募型プロポーザル方式の一部）において加点

5 これまでの取引実績（令和7年10月17日現在）

	認証量（t-CO ₂ ）	取引状況（t-CO ₂ ）
令和5年度分	538	完売
令和6年度分	1,214	完売
令和7年度6月分	3,885	残り797

6 今後のスケジュール（予定）

- ・令和8年 3月：新たなクレジット対象森林の審議・登録